

新型コロナウイルス感染拡大防止のための活動制限指針【改定版】（8月26日更新）

（令和2年8月26日：危機対策本部会議決定）

フェーズ	フェーズの目安		正課科目（授業） ＜2020年Ⅱ期＞	課程外科目 （国試対策等）	学生指導（窓口）	学生の入構	課外活動	食堂営業	購買部	スクールバス 運行	施設貸出
	拡大期	消退期									
1	制限 小	<ul style="list-style-type: none"> ・自粛要請は出ていないが感染への注意が必要な状態 ・感染防止対策を条件に活動の幅を緩和していく状態 	オンライン授業と対面授業を併用して実施する 対面授業は感染拡大防止措置を講じた上で実施する（※1）	感染拡大防止措置を講じた上で実施する	感染拡大防止に留意して実施する	感染拡大防止措置を講じた上で入構を認める	感染拡大防止に留意して活動を認める	一部営業	営業	一部運行	貸出禁止
		兵庫県フェーズ「感染小康期」									
2	制限 中	<ul style="list-style-type: none"> ・国内で感染者が増加し大人数でのイベント等に自粛要請がある状態 ・兵庫県からの休講要請解除 ・兵庫県への緊急事態宣言の発令解除 ・本学内で集団感染（クラスター）が収束した場合 	オンライン授業と対面授業を併用して実施する 対面授業は感染拡大防止措置を講じた上で実施する（※1）	感染拡大防止措置を講じた上で実施する ただし、学内滞在時間は最小限とする	オンラインでの指導を積極的に利用する 対面の場合は感染拡大防止に留意して実施する	感染拡大防止措置を講じた上で入構を認める ただし、学内滞在時間は最小限とする	活動計画書を提出し許可されたクラブに対して感染拡大防止に留意して活動を認める	一部営業	営業	一部運行	貸出禁止
		兵庫県フェーズ「感染警戒期」「感染増加期」「感染拡大期」									
3	制限 大	<ul style="list-style-type: none"> ・兵庫県からの休講要請 ・兵庫県への緊急事態宣言の発令 ・本学内で集団感染（クラスター）が発生した場合 	オンライン授業のみ	オンラインのみ実施可	オンラインのみ実施可	入構禁止	活動禁止	営業停止	営業停止	運行休止	貸出禁止
		兵庫県フェーズ「感染拡大特別期」									

（※1）2020年Ⅱ期に実施する対面授業は、対面授業以外では代替できない授業科目であり、かつ、実施することを事前に許可された授業科目とする。

※ フェーズの設定は、上記目安を総合的に勘案して、危機対策本部長が決定する。

※ この活動制限指針は、今後の状況に応じて変更する場合がある。